

第14号議案

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

宿泊事業者に対し、防火の管理並びに火災等における避難誘導、通報連絡及び消防活動に従事する防火責任者の配置を義務付けるため。

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例

豊岡市火災予防条例(平成17年豊岡市条例第154号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則(第1条)」を「第1章 総則(第1条・第1条の2)」に改める。

第1章中第1条の次に次の1条を加える。

(用語の定義)

第1条の2 この条例において使用する用語は、法、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「施行規則」という。)において使用する用語の例による。

第2条第1項第1号中「消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

第18条第5項中「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」の右に「(平成9年通商産業省令第51号)」を加える。

第40条の2中「(住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。)」を削る。

第69条に次の1項を加える。

3 宿泊事業(寝具を用いて建物を利用させるに当たり、利用者から宿泊料を徴収する事業をいう。)に使用される防火対象物(法第8条第1項に規定する防火対象物を除く。)の管理について権原を有する者(以下「宿泊事業者」という。)は、当該防火対象物に人を宿泊させる間、防火の管理並びに火災その他の災害が発生した場合における避難誘導、通報連絡及び消火活動に従事する者(以下「防火責任者」という。)を置かなければならない。ただし、消防長が、火災予防上有効な措置が講じられていると認めるときは、この限りでない。

第69条の次に次の1条を加える。

(基準適合命令等)

第69条の2 消防長は、前条第3項の防火責任者が置かれていないと認める場合には、同項の宿泊事業者に対し、同項の規定により防火責任者を置くべきことを命ずることができる。

2 消防長は、前項の規定による命令をした場合においては、法第5条第3項及び第4項の規定の例により公示しなければならない。

第70条第1項中「消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)」を「施行規則」に改める。

第76条第3号中「消防法施行規則」を「施行規則」に改める。

第86条に次の1号を加える。

(5) 第69条の2第1項の規定による命令に違反した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第86条に1号を加える改正規定は、平成30年6月15日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊岡市火災予防条例第69条第3項の規定は、この条例の施行の際現に存する同項の防火対象物については、この条例の施行の日から起算して2年を経過するまでの間は、適用しない。

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 用語の定義を行うこと。（第1条の2関係）
- (2) 宿泊事業者に対し、防火の管理並びに火災その他の災害が発生した場合における避難誘導、通報連絡及び消火活動に従事する者（以下「防火責任者」という。）の配置を義務付けること。（第69条関係）
- (3) 消防長は、宿泊事業者が防火責任者を配置していないと認める場合には、宿泊事業者に対し、防火責任者の配置を命ずることができること。また、命令をした場合には、公示しなければならないこと。（第69条の2関係）
- (4) 防火責任者の配置の命令に違反した宿泊事業者は、30万円以下の罰金に処すること。（第86条関係）
- (5) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。ただし、罰則については、平成30年6月15日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めること。（附則第2項関係）

		現行	改正後（案）
目次		目次	
<u>第1章 総則（第1条）</u>		<u>第1章 総則（第1条・第1条の2）</u>	
<u>第2章～附則</u>	略	<u>第2章～附則</u> 略 <u>(用語の定義)</u>	
		<u>第1条の2</u> この条例において使用する用語は、法、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。	<u>第1条の2</u> この条例において使用する用語は、法、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。
		(炉)	
<u>第2条</u>	炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。	<u>第2条</u> 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。	<u>第2条</u> 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。
	(1)　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他の主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他の主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場	(1)　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他の主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他の主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場	

合をいう。以下同じ。) を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の
ア又はイに掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長
又は消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。

アヘイ 略

(2)～(19) 略

2～4 略

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第18条 略

2～4 略

5 前各項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の
構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省
令 _____ 第27条の規定の例による。

(住宅用防災機器)

第40条の2 住宅 (法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この
章において同じ。) の関係者 (住宅の所有者、管理者又は占有者を
いう。) は、次条及び第40条の4に定める基準に従って、次の各号の
いずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

(1)～(2) 略

(関係者の責務)

第69条 略

2 略

3 宿泊事業 (寝具を用いて建物を利用させるに当たり、利用者から宿
泊料を徴収する事業をいう。) に使用される防火対象物 (法第8条第1
項に規定する防火対象物を除く。) の管理について権原を有する者 (以

合をいう。以下同じ。) を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の
ア又はイに掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長
又は消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。

アヘイ 略

(2)～(19) 略

2～4 略

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第18条 略

2～4 略

5 前各項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の
構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省
令 (平成9年通商産業省令第51号) 第27条の規定の例による。

(住宅用防災機器)

第40条の2 住宅 (法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この
章において同じ。) の関係者 _____ の関係者 _____
_____は、次条及び第40条の4に定める基準に従って、次の各号の
いずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

(1)～(2) 略

(関係者の責務)

第69条 略

2 略

3 宿泊事業 (寝具を用いて建物を利用させるに当たり、利用者から宿
泊料を徴収する事業をいう。) に使用される防火対象物 (法第8条第1
項に規定する防火対象物を除く。) の管理について権原を有する者 (以

下「宿泊事業者」という。)は、当該防火対象物に人を宿泊させる間、防火の管理並びに火災その他の災害が発生した場合における避難誘導、通報連絡及び消火活動に従事する者(以下「防火責任者」という。)を置かなければならぬ。ただし、消防長が、火災予防上有効な措置が講じられていると認めるとときは、この限りでない。

(基準適合命令等)

第69条の2 消防長は、前条第3項の防火責任者が置かれていないと認める場合には、同項の宿泊事業者に対し、同項の規定により防火責任者を置くべきことを命ずることができる。

2 消防長は、前項の規定による命令をした場合においては、法第5条第3項及び第4項の規定の例により公示しなければならない。

(修了証の様式等)

第70条 令第3条に定める甲種及び乙種防火管理講習受講者に交付する修了証については、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)別記様式第1号によるほか、消防長が定める。

2 略

(防火対象物の使用開始の届出)

第76条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)のうち、次の各号のいずれかに該当するものをそれぞれの用途に使用する者は、使用開始の7日前までに、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(2) 略

(3) 地階、無窓階(消防法施行規則第5条の2に定める避難上又は消防活動上有効な開口部を有しない階をいう。)又は3階以上の階を

火活動上有効な開口部を有しない階をいう。)又は3階以上の階を

有するもの	(4)～(6) 略 (罰則)	第86条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) 略
有するものの (4)～(6) 略 (罰則)	第86条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) 略 <u>(5) 第69条の2第1項の規定による命令に違反した者</u>	

第15号議案

豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

育児休業等の再度の取得等ができる特別な事情の例示に、育児休業等に係る子が保育所等での保育を受けられることとなった場合を加えるため。

豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市職員の育児休業等に関する条例（平成17年豊岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号を次のように改める。

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

第4条中「別居したこと」の右に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の右に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

育児休業の再度の取得及び期間延長並びに育児短時間勤務の再度の取得をすることができる特別な事情の例示に、育児休業等に係る子が保育所等での保育を受けられることとなつた場合を加えること。（第3条、第4条、第10条関係）

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなつたこと。</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなつたこと。</p>
<p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと</p>	<p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなつたこととする。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p>

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情
は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと

の他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実
が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時
間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこ
と。

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情
は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと
と、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用
を希望し、申込みを行つているが、当面その実施が行われないことそ
の他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実
が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時
間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこ
と。

第16号議案

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

玄武洞スポーツ公園の新設、円山川運動公園の廃止等を行うため。

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第182号）の一部を次のように改正する。

別表第2豊岡市立植村直己記念スポーツ公園の項中「及びゲートボール場」を削る。

別表第3の2の表中備考7を備考8とし、備考4から備考6までを1ずつ繰り下げ、備考3の次に次のように加える。

4 こうのとりスタジアム本部室の冷暖房を使用する場合は、本部室の項に規定するそれぞれの額（使用許可時間を超過して使用するときは、本部室の項に規定するそれぞれの額を基礎として前号の例により計算した額を含む。）の5割に相当する額を加算する。

別表第3の9の表ゲートボールコート（1面につき）の項を削り、同表中備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 野球場本部室の冷暖房を使用する場合は、本部室の項に規定するそれぞれの額（使用許可時間を超過して使用するときは、本部室の項に規定するそれぞれの額を基礎として前号の例により計算した額を含む。）の5割に相当する額を加算する。

別表第3の12の(2)の表備考2中「療育手帳等」を「療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳」に改める。

第2条 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「(別表第1の1の項から3の項まで、5の項、9の項、10の項、12の項、13の項、15の項、16の項、18の項及び19の項の体育施設を除く。)」を削る。

第4条の2を削る。

第4条の3第1項ただし書中「(別表第1の1の項から3の項まで、5の項、9の項、10の項、12の項、13の項、15の項、16の項、18の項及び19の項の体育施設にあっては、指定管理者。次条、第6条、第8条第1項、第9条、第12条、第13条、第15条並びに第16条第2項及び第3項において同じ。)」を削り、同条第2項を削り、同条を第4条の2とする。

第10条第1項中「(別表第1の1の項から3の項まで、9の項、10の項、12の項、13の項、15の項、16の項、18の項及び19の項の体育施設を除く。)」及び「(別表第3の1の表、2の表、6の表、7の表、9の表、10の表、11の表、12の表、14の表及び15の表を除く。)」を削る。

第12条の2を削る。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、体育施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に体育施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1項各号に規定する事業に係る業務
- (2) 体育施設の使用及びその制限に関する業務
- (3) 体育施設の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合において、当該体育施設に係る第4条の2から第6条まで、第8条第1項、第9条、第13条、第15条並びに第16条第2項及び第3項の規定の適用については、第4条の2中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第5条、第6条、第8条第1項、第9条、第13条、第15条並びに第16条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第19条 前条第1項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に体育施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 第10条から第12条までの規定にかかわらず、別表第3の1の表から16の表までに掲げる施設のうち前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる体育施設にあっては、当該施設の使用者は、当該表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる体育施設に係る別表第3の規定の適用については、同表中「使用料」とあり、及び「使用料の額」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

附則第5項から第7項までを削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
豊岡市立市民体育館	豊岡市立野町1番3号
豊岡市立総合体育館	豊岡市大磯町1番75号
豊岡市立玄武洞スポーツ公園	豊岡市下鶴井950番地
豊岡市立豊岡総合スポーツセンター	豊岡市戸牧359番地
豊岡市立神美台スポーツ公園	豊岡市神美台157番地の40
豊岡市立城崎ポートセンター	豊岡市城崎町楽々浦343番地の6
豊岡市立城崎スポーツ広場	豊岡市城崎町桃島1057番地の1
豊岡市立菊屋島運動公園	豊岡市城崎町桃島1232番地の2
豊岡市竹野B&G海洋センター	豊岡市竹野町竹野3102番地の2
豊岡市立竹野中央公園	豊岡市竹野町須谷1395番地
豊岡市立中竹野ふるさと館	豊岡市竹野町轟5番地
豊岡市立植村直己記念スポーツ公園	豊岡市日高町野829番地
豊岡市立神鍋野外スポーツ公園	豊岡市日高町名色88番地の50
豊岡市立神鍋山周遊公園	豊岡市日高町太田158番地の1
豊岡市立出石総合スポーツセンター	豊岡市出石町福住1200番地
豊岡市出石B&G海洋センター	豊岡市出石町福住923番地
豊岡市立資母体育館	豊岡市但東町中山706番地
豊岡市立但東中央体育館	豊岡市但東町出合47番地の1
豊岡市立但東スポーツ公園	豊岡市但東町小谷1番地

別表第2中「(第4条の3関係)」を「(第4条の2関係)」に、

「

豊岡市立豊岡総合スポーツセンター	火曜日及び12月1日から翌年の2月末日まで	午前6時から午後9時30分まで (陸上競技場については、午前6時から午後7時30分まで)
豊岡市立円山川運動公園	火曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで	午前6時から午後7時30分まで

」を

「

豊岡市立玄武洞スポーツ公園	火曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで	午前6時から午後7時30分まで
---------------	------------------------	-----------------

豊岡市立豊岡総合スポーツセンター	火曜日及び12月1日から翌年の2月末日まで	午前6時から午後9時30分まで (陸上競技場については、午前6時から午後7時30分まで)
------------------	-----------------------	---

」に

改める。

別表第3の1の表区分の項及び備考1から備考4までの規定中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表備考5中「利用料金の限度額」を「使用料の額」に改め、同表備考7中「利用料金の限度額」を「使用料」に改める。

別表第3の15の表区分の項、備考1及び備考2中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表備考3中「利用料金の限度額」を「使用料の額」に改め、同表備考6中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表を別表第3の16の表とする。

別表第3の14の表区分の項、備考1及び備考2中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表備考3中「利用料金の限度額」を「使用料の額」に改め、同表備考4中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表を別表第3の15の表とし、別表第3の13の表を別表第3の14の表とする。

別表第3の12の(1)の表区分の項及び備考1から備考3までの規定中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表備考4中「利用料金の限度額」を「使用料の額」に改め、同表備考5中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表備考6中「団体とは」を「「団体」とは」に改め、別表第3の12の(2)の表区分の項、備考1及び備考2中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表備考3中「利用料金の限度額」を「使用料の額」に改め、同表備考4中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表備考5中「子ども」を「「子ども」」に、「高齢者」を「「高齢者」」に改め、同表備考6中「親子」を「「親子」」に改め、同表備考7中「団体とは」を「「団体」とは」に改め、同表備考8中「1回」を「「1回」」に改め、別表第3の12の表を別表第3の13の表とする。

別表第3の11の表区分の項、備考1及び備考2中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表備考3中「利用料金の限度額」を「使用料の額」に改め、同表備考6中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表を別表第3の12の表とする。

別表第3の10の(1)の表区分の項中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、別表第3の10の(2)の表区分の項、備考1から備考3まで及び備考6中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表備考7中「入場料等」を「「入場料等」」に改め、同表備考8中「スポーツ活動」を「「スポーツ活動」」に改め、別表第3の10の表を別表第3の11の表とする。

別表第3の9の表区分の項、備考1及び備考2中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表備考3中「利用料金の限度額」を「使用料の額」に改め、同表備考6中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表を別表第3の10の表とし、

別表第3の8の表を別表第3の9の表とする。

別表第3の7の表区分の項、備考1及び備考2中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表備考3中「利用料金の限度額」を「使用料の額」に改め、同表備考4及び備考5中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表を別表第3の8の表とする。

別表第3の6の表区分の項及び備考1から備考3までの規定中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表備考4中「利用料金の限度額」を「使用料の額」に改め、同表備考5中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表備考6中「団体とは」を「団体」とはに改め、同表備考7中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表を別表第3の7の表とし、別表第3の3の表から別表第3の5の表までを1表ずつ繰り下げる。

別表第3の2の2の表を削る。

別表第3の2の表区分の項、備考1及び備考2中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表備考3中「利用料金の限度額」を「使用料の額」に改め、同表備考7中「練習使用」を「練習使用」に改め、同表備考8中「利用料金の限度額」を「使用料」に改め、同表を別表第3の3の表とし、別表第3の1の表の次に次の1表を加える。

2 豊岡市立玄武洞スポーツ公園

区分	使用料						
	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時 30 分から 零時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時 30 分まで			
占用	多目的広場	330円	880円	1,100円	440円		
使用	多目的グラウンド（4分の1面につき）	550円	1,100円	1,540円	660円		
	会議室	530円	930円	1,070円	530円		
練習	多目的 広場	一般	日額 160円 年額 2,750円				
使用		高校生、中学 生及び小学生	日額 80円 年額 1,320円				
附属設備		規則で定める額					
備考							
1 使用者が営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。以下同じ。）							

の10倍に相当する額とする。

- 2 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。
- 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの使用料の額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。
- 4 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（使用許可時間を超過して使用するときは、この表に規定するそれぞれの額を基礎として前号の例により計算した額を含む。）の5割に相当する額を加算する。
- 5 「練習使用」とは、個人が単独の練習のために使用する場合をいう。
- 6 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例別表第3の2の表及び9の表の規定は、平成30年4月1日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。
(豊岡市都市公園条例の一部改正)
- 3 豊岡市都市公園条例（平成17年豊岡市条例第146号）の一部を次のように改正する。

別表第1 植村直己記念スポーツ公園の項中「ゲートボールコート」を削る。

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正（第1条関係）
　　豊岡総合スポーツセンターこうのとりスタジアム本部室及び植村直己記念スポーツ公園野球場本部室の冷暖房を使用する場合の利用料金の額を定めること。
　　また、植村直己記念スポーツ公園ゲートボールコートを廃止すること。（別表第3関係）
- (2) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条関係）
　　ア 新設する体育施設について、名称を玄武洞スポーツ公園とし、位置を豊岡市下鶴井950番地とすること。また、円山川運動公園を廃止すること。（別表第1関係）
　　イ 玄武洞スポーツ公園は、休場日を火曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとし、開場時間を午前6時から午後7時30分までとすること。（別表第2関係）
　　ウ 玄武洞スポーツ公園の使用料の額を定めること。（別表第3関係）
　　エ 指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合等に關し、所要の規定の整備を行うこと。

2 附則

- (1) この条例中第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。
（改正条例附則第1項関係）
- (2) 第1条の規定による改正後の条例別表第3の2の表及び9の表の規定は、平成30年4月1日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。（改正条例附則第2項関係）
- (3) この条例の施行に伴い、豊岡市都市公園条例について所要の規定の整備を行うこと。（改正条例附則第3項関係）

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行				改正後（案）			
別表第2（第4条の3関係）				別表第2（第4条の3関係）			
名称	休場日	開場時間		名称	休場日	開場時間	
豊岡市立市民体育館 ～ 豊岡市立中竹野ふるさと館	略	略		豊岡市立市民体育館 ～ 豊岡市立中竹野ふるさと館	略	略	
豊岡市立植村直己記念スポーツ公園	水曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで(野球場及びゲートボール場については、午前6時から午後7時30分まで)	午前6時から午後9時30分まで(野球場及びゲートボール場については、午前6時から午後7時30分まで)		豊岡市立植村直己記念スポーツ公園	水曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで(野球場及びゲートボール場については、午前6時から午後7時30分まで)	午前6時から午後9時30分まで(野球場及びゲートボール場については、午前6時から午後7時30分まで)	
豊岡市立神鍋野外スポーツ公園 ～ 豊岡市立但東スポーツ公園	略	略		豊岡市立神鍋野外スポーツ公園 ～ 豊岡市立但東スポーツ公園	略	略	

別表第3（第5条、第10条関係）			
区分	利用料金の限度額	利用料金の限度額	
1. 略		略	
2. 豊岡市立豊岡総合スポーツセンター		豊岡市立豊岡総合スポーツセンター	

占用使用 ～ 附属設備	占用使用 ～ 附属設備	略	略
備考	備考	1～3 略	1～3 略
		4 こうのとりスタジアム本部室の冷暖房を使用する場合は、本部室の項目に規定するそれぞれの額(使用許可時間を超過して使用するときは、本部室の項目に規定するそれぞれの額を基礎として前号の例により計算した額を含む。)の5割に相当する額を加算する。	4 こうのとりスタジアム本部室の冷暖房を使用する場合は、本部室の項目に規定するそれぞれの額(使用許可時間を超過して使用するときは、本部室の項目に規定するそれぞれの額を基礎として前号の例により計算した額を含む。)の5割に相当する額を加算する。
4 略	5 略	5 略	5 略
6 略	7 略	6 略	7 略
7 略		8 略	8 略
2 の 2 ～ 8 略	2 の 2 ～ 8 略	2 の 2 ～ 8 略	2 の 2 ～ 8 略
9 豊岡市立植村直己記念スポーツ公園	9 豊岡市立植村直己記念スポーツ公園	9 豊岡市立植村直己記念スポーツ公園	9 豊岡市立植村直己記念スポーツ公園
区分	区分	利用料金の限度額	利用料金の限度額
午前 6 時から午前 8 時 30 分まで	午前 8 時から午後 1 時 30 分まで	午後 5 時から午後 7 時 30 分まで	午前 8 時から午後 1 時 30 分まで
午後 5 時から午後 7 時 30 分まで	午後 5 時から午後 7 時 30 分まで	午後 5 時から午後 7 時 30 分まで	午後 5 時から午後 7 時 30 分まで
零時まで	零時まで	零時まで	零時まで
野球場	～テニスコート(1面につき)	略	略
～テニスコート(1面につき)			

ゲートボール コート（1面 につき）	410円	920円	1,020円	410円				
附属設備	略							
備考	1～3 略							
	4 野球場本部室の冷暖房を使用する場合は、本部室の項目に規定するそれぞれの額（使用許可時間を超過して使用するときは、本部室の項目に規定するそれぞれの額を基礎として前号の例により計算した額を含む。）の5割に相当する額を加算する。							
	5 略							
	6 略							
	10～11 略							
	12 豊岡市出石B&G海洋センター							
	(1) 略							
	(2) プール							
	13							
	14							
	15							
	16							
	17							
	18							
	19							
	20							
	21							
	22							
	23							
	24							
	25							
	26							
	27							
	28							
	29							
	30							
	31							
	32							
	33							
	34							
	35							
	36							
	37							
	38							
	39							
	40							
	41							
	42							
	43							
	44							
	45							
	46							
	47							
	48							
	49							
	50							
	51							
	52							
	53							
	54							
	55							
	56							
	57							
	58							
	59							
	60							
	61							
	62							
	63							
	64							
	65							
	66							
	67							
	68							
	69							
	70							
	71							
	72							
	73							
	74							
	75							
	76							
	77							
	78							
	79							
	80							
	81							
	82							
	83							
	84							
	85							
	86							
	87							
	88							
	89							
	90							
	91							
	92							
	93							
	94							
	95							
	96							
	97							
	98							
	99							
	100							
	101							
	102							
	103							
	104							
	105							
	106							
	107							
	108							
	109							
	110							
	111							
	112							
	113							
	114							
	115							
	116							
	117							
	118							
	119							
	120							
	121							
	122							
	123							
	124							
	125							
	126							
	127							
	128							
	129							
	130							
	131							
	132							
	133							
	134							
	135							
	136							
	137							
	138							
	139							
	140							
	141							
	142							
	143							
	144							
	145							
	146							
	147							
	148							
	149							
	150							
	151							
	152							
	153							
	154							
	155							
	156							
	157							
	158							
	159							
	160							
	161							
	162							
	163							
	164							
	165							
	166							
	167							
	168							
	169							
	170							
	171							
	172							
	173							
	174							
	175							
	176							
	177							
	178							
	179							
	180							
	181							
	182							
	183							
	184							
	185							
	186							
	187							
	188							
	189							
	190							
	191							
	192							
	193							
	194							
	195							
	196							
	197							
	198							
	199							
	200							
	201							
	202							
	203							
	204							
	205							
	206							
	207							
	208							
	209							
	210							
	211							
	212							
	213							
	214							
	215							
	216							
	217							
	218							
	219							
	220							
	221							
	222							
	223							
	224							
	225							
	226							
	227							
	228							
	229							
	230							
	231							
	232							
	233							
	234							
	235							
	236							
	237							
	238							
	239							
	240							
	241							
	242							
	243							
	244							
	245							
	246							
	247							
	248							
	249							

3 ~ 9	略
13~15	略
3 ~ 9	略

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

	現行	改正後（案）
（職員）	（職員）	（職員）
第4条 体育施設（別表第1の1の項から3の項まで、5の項、9の項、10の項、12の項、13の項、15の項、16の項、18の項及び19の項の体育施設を除く。）に、施設長その他職員を置くことができる。		_____に、施設長その他職員を置くことができる。
（指定管理者による管理）		
第4条の2 別表第1の1の項から3の項まで、5の項、9の項、10の項、12の項、13の項、15の項、16の項、18の項及び19の項の体育施設の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。		
2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。		
(1) 第3条第1項各号に規定する事業に係る業務		
(2) 体育施設の使用及びその制限に関する業務		
(3) 体育施設の維持管理に関する業務		
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務		
（休場日及び開場時間）		
第4条の3 体育施設の休場日及び開場時間は、別表第2に掲げる日及び時間とする。ただし、市長（別表第1の1の項から3の項まで、5の項、9の項、10の項、12の項、13の項、15の項、16の項、18の項及び19の項の体育施設にあっては、指定管理者。次条、第6条、第8条第1項、第9条、第12条、第13条、第15条並びに第16条第2項及び第3項に定めて同じ。）は、特に必要があると認めるとときは、休場日を変更し、	第4条の2 体育施設の休場日及び開場時間は、別表第2に掲げる日及び時間とする。ただし、市長_____	

若しくは臨時の休場日を定め、又は開場時間を変更することができる。
2 指定管理者は、前項の規定により休場日を変更し、若しくは臨時の休場日を定め、又は開場時間を変更するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用料の徴収)

第10条 市長は、第5条第1項の許可を受けてする施設(別表第1の1の項から3の項まで、9の項、10の項、12の項、13の項、15の項、16の項、18の項及び19の項の体育施設を除く。)の使用につき、使用者から、別表第3(別表第3の1の表、2の表、6の表、7の表、9の表、10の表、11の表、12の表、14の表及び15の表を除く。)に定める使用料を徴収する。

2 略

(利用料金)

第12条の2 別表第1の1の項から3の項まで、9の項、10の項、12の項、13の項、15の項、16の項、18の項及び19の項の体育施設の指定管理者に、当該体育施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させる。

2 別表第1の1の項から3の項まで、9の項、10の項、12の項、13の項、15の項、16の項、18の項及び19の項の体育施設の使用者は、別表第3の1の表、2の表、6の表、7の表、9の表、10の表、11の表、12の表、14の表及び15の表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を

若しくは臨時の休場日を定め、又は開場時間を変更することができます。

(使用料の徴収)

第10条 市長は、第5条第1項の許可を受けてする施設(別表第1の1の項から3の項まで、9の項、10の項、12の項、13の項、15の項、16の項、18の項及び19の項の体育施設を除く。)の使用につき、使用者から、別表第3(別表第3の1の表、2の表、6の表、7の表、9の表、10の表、11の表、12の表、14の表及び15の表を除く。)に定める使用料を徴収する。

2 略

(利用料金)

第12条の2 別表第1の1の項から3の項まで、9の項、10の項、12の項、13の項、15の項、16の項、18の項及び19の項の体育施設の指定管理者に、当該体育施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させる。

2 別表第1の1の項から3の項まで、9の項、10の項、12の項、13の項、15の項、16の項、18の項及び19の項の体育施設の使用者は、別表第3の1の表、2の表、6の表、7の表、9の表、10の表、11の表、12の表、14の表及び15の表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を

告示するものとする。

4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、体育施設の管理運営上必要があると認めるとときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に体育施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1項各号に規定する事業に係る業務
- (2) 体育施設の使用及びその制限に関する業務
- (3) 体育施設の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合において、当該体育施設に係る第4条の2から第6条まで、第8条第1項、第9条、第13条、第15条並びに第16条第2項及び第3項の規定の適用については、第4条の2中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるとときは」を得て」と、第5条、第6条、第8条第1項、第9条、第13条、第15条並びに第16条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第19条 前条第1項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に体育施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 第10条から第12条までの規定にいかわらず、別表第3の1の表から16の表までに掲げる施設のうち前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる体育施設にあっては、当該施設の使用者は、当該表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる体育施設に係る別表第3の規定の適用については、同表中「使用料」とあり、及び「使用料の額」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

（委任）

第20条 略
附 則

（指定管理者不在等期間における体育施設の管理に関する業務）

5 市長が指定管理者の指定を取り消した場合又は業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその

第18条 略
附 則

直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が満了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における当該指定を取り消し、又は業務の停止を命じた体育施設に係る第4条の3第1項の規定の適用については、同項中「市長（別表第1の1の項から3の項まで、5の項、9の項、10の項、12の項、13の項、15の項、16の項、18の項及び19の項の体育施設にあつては、指定管理者。次条、第6条、第8条第1項、第9条、第12条、第13条、第15条並びに第16条第2項及び第3項において同じ。）」とあるのは、「市長」とする。

（指定管理者不在等期間の使用料）

6 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第12条の2第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することができる。

7 前項の使用料は、指定管理者不在等期間においては、その全部若しくは一部を基準により減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

別表第1（第2条関係）

項	名称	位置
1	豊岡市立市民体育館	豊岡市立野町1番3号
2	豊岡市立総合体育館	豊岡市大磯町1番75号
3	豊岡市立豊岡総合スポーツセンター	豊岡市戸牧359番地
4	豊岡市立丹山川運動公園	豊岡市土浦459番地
5	豊岡市立神美台スポーツ公園	豊岡市神美台157番地の40
6	豊岡市立城崎ボートセンター	豊岡市城崎町楽々浦343番地の6

別表第1（第2条関係）

項	名称	位置
1	豊岡市立市民体育館	豊岡市立野町1番3号
2	豊岡市立総合体育館	豊岡市大磯町1番75号
3	豊岡市立玄武洞スポーツ公園	豊岡市下鶴井950番地
4	豊岡市立豊岡総合スポーツセンター	豊岡市戸牧359番地
5	豊岡市立神美台スポーツ公園	豊岡市神美台157番地の40
6	豊岡市立城崎ボートセンター	豊岡市城崎町楽々浦343番地の6

7	豊岡市立城崎スポーツ広場	豊岡市城崎町桃島1057番地の1
8	豊岡市立薬屋島運動公園	豊岡市城崎町桃島1232番地の2
9	豊岡市竹野B&G海洋センター	豊岡市竹野B&G海洋センター
10	豊岡市立竹野中央公園	豊岡市立竹野中央公園
11	豊岡市立竹野ふるさと館	豊岡市立竹野ふるさと館
12	豊岡市立檀村直己記念スポーツ公園	豊岡市立檀村直己記念スポーツ公園
13	豊岡市立神鍋野外スポーツ公園	豊岡市立神鍋野外スポーツ公園
14	豊岡市立神鍋山周遊公園	豊岡市立神鍋山周遊公園
15	豊岡市立出石総合スポーツセンター	豊岡市立出石総合スポーツセンター
16	豊岡市出石B&G海洋センター	豊岡市出石B&G海洋センター
17	豊岡市立資母体育館	豊岡市立資母体育館
18	豊岡市立但東中央体育館	豊岡市立但東中央体育館
19	豊岡市立但東スポーツ公園	豊岡市立但東スポーツ公園

別表第2（第4条の3関係）

名称	休場日	開場時間	休場日	開場時間
豊岡市立市民体育館	略	略	略	略
豊岡市立総合体育館	略	略	略	略
豊岡市立豊岡総合スポーツセンター	火曜日及び12月1日から翌年の2月末日まで	午前6時から午後9時30分まで	火曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで	午前6時から午後7時30分まで

7	豊岡市立城崎スポーツ広場	豊岡市城崎町桃島1057番地の1
8	豊岡市立薬屋島運動公園	豊岡市立薬屋島運動公園
9	豊岡市竹野B&G海洋センター	豊岡市竹野B&G海洋センター
10	豊岡市立竹野中央公園	豊岡市立竹野中央公園
11	豊岡市立竹野ふるさと館	豊岡市立竹野ふるさと館
12	豊岡市立檀村直己記念スポーツ公園	豊岡市立檀村直己記念スポーツ公園
13	豊岡市立神鍋野外スポーツ公園	豊岡市立神鍋野外スポーツ公園
14	豊岡市立神鍋山周遊公園	豊岡市立神鍋山周遊公園
15	豊岡市立出石総合スポーツセンター	豊岡市立出石総合スポーツセンター
16	豊岡市出石B&G海洋センター	豊岡市出石B&G海洋センター
17	豊岡市立資母体育館	豊岡市立資母体育館
18	豊岡市立但東中央体育館	豊岡市立但東中央体育館
19	豊岡市立但東スポート公園	豊岡市立但東スポート公園

別表第2（第4条の2関係）

7	豊岡市立城崎スポーツ広場	豊岡市城崎町桃島1057番地の1
8	豊岡市立薬屋島運動公園	豊岡市立薬屋島運動公園
9	豊岡市竹野B&G海洋センター	豊岡市竹野B&G海洋センター
10	豊岡市立竹野中央公園	豊岡市立竹野中央公園
11	豊岡市立竹野ふるさと館	豊岡市立竹野ふるさと館
12	豊岡市立檀村直己記念スポーツ公園	豊岡市立檀村直己記念スポーツ公園
13	豊岡市立神鍋野外スポーツ公園	豊岡市立神鍋野外スポーツ公園
14	豊岡市立神鍋山周遊公園	豊岡市立神鍋山周遊公園
15	豊岡市立出石総合スポーツセンター	豊岡市立出石総合スポーツセンター
16	豊岡市出石B&G海洋センター	豊岡市出石B&G海洋センター
17	豊岡市立資母体育館	豊岡市立資母体育館
18	豊岡市立但東中央体育館	豊岡市立但東中央体育館
19	豊岡市立但東スポート公園	豊岡市立但東スポート公園

豊岡市立円山川運動公園	火曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで	午前6時から午後7時30分	午前6時から午後9時30分まで(陸上競技場について)
豊岡市立神美台スポーツ公園	～	略	は、午前6時から午後7時30分まで
豊岡市立神美台スポーツ公園	～	略	は、午前6時から午後7時30分まで
豊岡市立市民体育館及び豊岡市立総合体育馆	別表第3(第5条、第10条関係)	別表第3(第5条、第10条関係)	別表第3(第5条、第10条関係)
市民体育館	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
～	午後6時から午後10時まで	午後6時から午後10時まで	午後6時から午後10時まで
附属設備	略	略	略
備考	1 使用者が営利を目的として使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額(附属設備に係る額を除く。以下同じ。)の10倍に相当する額とする。 2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。 3 前2号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する	1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額(附属設備に係る額を除く。以下同じ。)の10倍に相当する額とする。 2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。	は、この表に規定するそれぞれの額(附属設備に係る額を除く。以下同じ。)の10倍に相当する額とする。 2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

る者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

4 総合体育館の競技場を占用使用する場合で、その半面を使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額（前3号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の5割に相当する額とする。

5 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前各号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの利用料金の限度額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

6 略

7 利用料金の限度額の計算において、算出した利用料金の限度額の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

る者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

4 総合体育館の競技場を占用使用する場合で、その半面を使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額（前3号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の5割に相当する額とする。

5 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前各号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの使用料の額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

6 略

7 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 豊岡市立玄武洞スパート公園

区分		使用料			
		午前 6 時から午前 8 時	午前 8 時から午後 1 時	午後 1 時から午後 5 時	午後 5 時から午後 7 時 30 分まで
占用	多目的広場	330円	880円	1,100円	440円
使用	多目的グラウンド (4分の1面につ)	550円	1,100円	1,540円	660円

会議室		530円	930円	1,070円	530円
多目的	一般	日額 160円			
練習		年額 2,750円			
使用	広場				
	高校生、中 学生及び小 学生	日額 80円 年額 1,320円			
	附属設備	規則で定める額			
備考					
1 使用者が <u>常利</u> 又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。以下同じ。）の10倍に相当する額とする。					
2 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が <u>使用</u> する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。					
3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれをの額（前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの使用料の額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の時間があるときは、これを切り捨てる。					
4 治暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（使用許可時間を超過して使用するときは、この表に規定するそれぞれの額を基礎として前号の例により計算した額を含む。）の5割に相当					

する額を加算する。

5 「練習使用」とは、個人が単独の練習のために使用する場合をい
う。

6 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端
数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 豊岡市立豊岡総合スポーツセンター

区分	利用料金の限度額
占用使用	略
～ 附属設備	

備考

1 使用者が営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額(附属設備に係る額を除く。以下同じ。)の10倍に相当する額とする。

2 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者(市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。)以外の者が使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額(前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額)の1時間当たりの利用料金の限度額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

4～6 略

3 豊岡市立豊岡総合スポーツセンター

区分	使用料
占用使用	略
～ 附属設備	

備考

1 使用者が営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料_____は、この表に規定するそれぞれの額(附属設備に係る額を除く。以下同じ。)の10倍に相当する額とする。

2 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者(市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。)以外の者が使用する場合の使用料_____は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額(前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額)の1時間当たりの使用料の額_____に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

4～6 略

7 練習使用とは、個人が単独の練習のために使用する場合をいう。

8 利用料金の限度額の計算において、算出した利用料金の限度額の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2の2 豊岡市立円山川運動公園

区分	使用料			
	午前 6時から午前 8時30分まで	午後 1時から午後 5時30分まで	午後 5時30分から午後 7時30分まで	午後 7時30分まで
占用 使用 <u>多目的広場</u>	330円	880円	1,100円	440円
<u>多目的グラウンド (ソフトボール1面 につき)</u>	550円	1,100円	1,540円	660円
<u>ゲートボール場 (1面につき)</u>	110円	330円	440円	220円
会議室	530円	930円	1,070円	530円
練習 使用 <u>多目的 広場</u>	日額 160円 年額 2,750円			
	高校生、中 学生及び小 学生	日額 80円 年額 1,320円		
附属設備 備考		規則で定める額		

1 使用者が當利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合

7 「練習使用」とは、個人が単独の練習のために使用する場合をいう。

8 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

の使用料は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。以下同じ。）の10倍に相当する額とする。

2 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの使用料の額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

4 練習使用とは、個人が単独の練習のために使用する場合をいう。

5 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 略

4 略

5 略

6 豊岡市竹野B&G海洋センター

7 豊岡市竹野B&G海洋センター

4 略
5 略
6 略
7 豊岡市竹野B&G海洋センター

区分	利用料金の限度額	区分			使用料
		午前 9時から	午後 1時から	午後 6時から	
		午前 9時から	午後 1時から	午後 6時から	
		午後 零時まで	午後 5時まで	午後 10時まで	

区分	区分			使用料
	午前 9時から	午後 1時から	午後 6時から	
		午前 9時から	午後 1時から	午後 6時から
		午後 零時まで	午後 5時まで	午後 10時まで

体育館 ～ プール	略	略
備考		

1 使用者が営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。

2 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が体育館及び武道場を使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する。

3 体育館及び武道場を使用する場合で、その半面を使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額（前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の5割に相当する額とする。

4 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前3号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの利用料金の限度額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

5 利用料金の限度額の計算において、算出した利用料金の限度額の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 「団体」とは、市長が認めた団体又は20人以上の団体とする。

7	7月及び8月のプール使用における利用料金の限度額の時間区分において、「午後6時から午後10時まで」とあるのは、「午後6時から午後9時まで」と読み替えるものとする。
8	略
7	豊岡市立竹野中央公園
8	豊岡市立竹野中央公園

区分	利用料金の限度額	備考
多目的グラウンド ～ テニスコート（1面につき）	略	1 使用者が営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。 2 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用的場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの利用料金の限度額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。 4 多目的グラウンドを個人が単独練習のためにその一部を使用する場合の利用料金の限度額は、使用時間が2時間未満の場合は、無料と
多目的グラウンド ～ テニスコート（1面につき）	略	1 使用者が営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する。
区分	区分	使用料
多目的グラウンド ～ テニスコート（1面につき）	略	1 使用者が営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する。

する。

5 利用料金の限度額の計算において、算出した利用料金の限度額の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

8 略

9 豊岡市立植村直己記念スポーツ公園

区分	利用料金の限度額					
	午前 6 時から午前 8 時まで	午前 8 時から午後 5 時零時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時30分まで	午後 7 時30分から午後 9 時30分まで	午後 9 時30分まで
野球場	~	略	~	附屬設備	~	附屬設備

備考

1 使用者が営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額(附屬設備に係る額を除く。以下同じ。)の10倍に相当する額とする。

2 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者(市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。)以外の者が使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額(前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額)の1時間当たりの利用料金の限度額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分

する。

5 使用料_____の計算において、算出した使用料_____の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

9 略

10 豊岡市立植村直己記念スポーツ公園

区分	使用料					
	午前 6 時から午前 8 時まで	午前 8 時から午後 5 時零時まで	午後 1 時から午後 5 時零時まで	午後 5 時から午後 7 時30分まで	午後 7 時30分から午後 9 時30分まで	午後 9 時30分まで
野球場	~	略	~	附屬設備	~	附屬設備

備考

1 使用者が営利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料_____は、この表に規定するそれぞれの額(附屬設備に係る額を除く。以下同じ。)の10倍に相当する額とする。

2 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者(市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。)以外の者が使用する場合の使用料_____は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額(前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額)の1時間当たりの使用料_____に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分

以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

4～5 略

6 利用料金の限度額の計算において、算出した利用料金の限度額の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

四〇五

6 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

10 豊岡市立神鍋野外スポーツ公園

区分	利用料金の限度額
会議室	略

区分	利用料金の限度額（1時間当たり）
入場料等を徴収しない場合	略
入場料等を徴収する場合	略

卷之三

1 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者のために使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれをの額の5割に相当する額とする。

2 芝生グラウンドの半面を使用する場合
の表に規定するそれぞれの額(前号に該当
する算された額)の5割に相当する額とし
てする。

3 準備又は後片付けのために使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額（前2号に該当する場合は、当該各号により計算された額）の3割に相当する額とする。

芝生グラウンドの半面を使用する場合の使用料は、こ
相当する額とする。

の表に規定するそれぞれの額(前号に該当する場合は、前号により計算された額)の5割に相当する額とする。

3 準備又は後片付けのために使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額(前2号に該当する場合は、当該各号により計算された額)の3割に相当する額とする。

以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

4～5 略
6 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

豊岡市立神鍋野外スホーリツク

会議室	区分	略
	使用料	

区分	使用料（1時間当たり）
入場料等を徴収しない場合	略
入場料等を徴収する場合	略

借者

小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者のために使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の5割に相当する額とする。

2 芝生グラウンドの半面を使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額(前号に該当する場合は、前号により計算された額)の5割に相当する額とする。

3 準備又は後片付けのために使用する場合の使用料_____は、この表に規定するそれぞれの額(前2号に該当する場合は、当該各号により計算された額)の3割に相当する額。

4～5 略											
6 利用料金の限度額の計算において、算出した利用料金の限度額の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	6 使い料	の計算において、算出した使用料	の								
7 入場料等とは、入場料その他のものをいう。	7 「入場料等」とは、入場料その他のものをいう。										
8 スポーツ活動とは、第3条第1項の活動をいう。	8 「スポーツ活動」とは、第3条第1項の活動をいう。										
9 略	9 略										
11 豊岡市立出石総合スポーツセンター											
12 豊岡市立出石総合スポーツセンター											
区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分
	午前8時30分から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後7時まで	午後7時30分から午後9時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後7時まで	午後7時30分から午後9時まで	午後7時30分から午後9時まで	午後7時30分から午後9時まで	午後7時30分から午後9時まで	午後7時30分から午後9時まで
陸上競技場	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
附屬設備	附屬設備	附屬設備	附屬設備	附屬設備	附屬設備	附屬設備	附屬設備	附屬設備	附屬設備	附屬設備	附屬設備
備考											
1 使用者が當利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額(附屬設備に係る額を除く。以下同じ。)の10倍に相当する額とする。	1 使用者が當利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料	は、この表に規定するそれぞれの額(附屬設備に係る額を除く。以下同じ。)の10倍に相当する額とする。									
2 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者(市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。)以外の者が使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。	2 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者(市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。)以外の者が使用する場合の使用料	は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。									
3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額(前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額)の1時間当たりの利用料金の限度額に当該超過時間を乗	3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額(前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額)の1時間当たりの使用料	に当該超過時間を乗									

じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

4～5 略

6 陸上競技場を個人が単独練習のためにその一部を使用する場合の利用料金の限度額は、使用時間が2時間未満の場合は、無料とする。

12 豊岡市出石B&G海洋センター

(1) 体育館

		利用料金の限度額					
区分		午前9時 から午後 零時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 8時まで	午後8時 から午後 10時まで	
団体	略						
個人	略						

備考

1 使用者が當利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額(附属設備に係る額を除く。以下同じ。)の10倍に相当する額とする。

2 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者(市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。)以外の者が使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

3 体育館の半面を使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額(前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額)の5割に相当する額とする。

じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

4～5 略

6 陸上競技場を個人が単独練習のためにその一部を使用する場合の使用料は、使用時間が2時間未満の場合は、無料とする。

13 豊岡市出石B&G海洋センター

(1) 体育館

		区分						使用料	
		午前9時 から午後 零時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 8時まで	午後8時 から午後 10時まで	午後6時 から午後 8時まで	午後8時 から午後 10時まで	
団体	略								
個人	略								

備考

1 使用者が當利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額(附属設備に係る額を除く。以下同じ。)の10倍に相当する額とする。

2 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者(市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。)以外の者が使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

3 体育館の半面を使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額(前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額)の5割に相当する額とする。

4 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前3号に該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの利用料金の限度額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

5 利用料金の限度額の計算において、算出した利用料金の限度額の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 「団体」とは、市長が認めた団体又は20人以上の団体とする。

(2) プール

区分		利用料金の限度額
一般利用		略
水泳教室		略

備考

1 使用者が當利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。

2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保持している者の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の5割に相当する額とする。

3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの利用料金の限度額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分

4 便用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前3号に該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの便用料の額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

5 便用料の計算において、算出した便用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 「団体」とは、市長が認めた団体又は20人以上の団体とする。

(2) プール

区分		使用料
一般利用		略
水泳教室		略

備考

1 便用者が當利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の便用料は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。

2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保持している者の便用料は、この表に規定するそれぞれの額の5割に相当する額とする。

3 便用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの便用料の額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分

未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。
4 利用料金の限度額の計算において、算出した利用料金の限度額の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
5 「子ども」とは中学生以下の者を、「高齢者」とは65歳以上の者をいう。

- 6 「親子」とは、乳幼児1人と保護者1人で使用する者をいう。
 7 「団体」とは、市長が認めた団体又は20人以上の団体とする。
 8 「1回」とは、2時間以内の使用をいう。
 9 略

区分	利用料金の限度額			
	午前 9時から 午後 1時から 午後 6時から 午後 10時まで	午前 9時から 午後 5時まで	午後 1時から 午後 5時まで	午後 6時から 午後 10時まで
体育室	略			

備考
 1 使用者が當利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。

- 2 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。
- 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算

未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。
4 「使用料」とは、の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
5 「子ども」とは中学生以下の者を、「高齢者」とは65歳以上の者をいう。
6 「親子」とは、乳幼児1人と保護者1人で使用する者をいう。
7 「団体」とは、市長が認めた団体又は20人以上の団体とする。
8 「1回」とは、2時間以内の使用をいう。
9 略
14 略
15 豊岡市立但東中央体育館

区分	使用料			
	午前 9時から 午後 1時から 午後 6時から 午後 10時まで	午前 9時から 午後 5時まで	午後 1時から 午後 5時まで	午後 6時から 午後 10時まで
体育室	略			

備考
 1 使用者が當利又は第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。

2 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。

3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算

された額) の 1 時間当たりの利用料金の限度額に当該超過時間を乗じて得た額を計算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上 1 時間未満の端数の時間があるときは、これを 1 時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

4 利用料金の限度額の計算において、算出した利用料金の限度額の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

15 豊岡市立但東スポーツ公園

区分	利用料金の限度額
午前 6 時から午前 8 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで
午前 8 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで

備考

- 使用者が常利又は第 3 条第 1 項の目的以外の目的に使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。
- 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者(市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。)以外の者が使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。
- 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額(前 2 号に該当する場合は、当該各号により計算された額)の 1 時間当たりの利用料金の限度額に当該超過時間を乗じて得

された額) の 1 時間当たりの使用料の額 _____ に当該超過時間を乗じて得た額を計算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上 1 時間未満の端数の時間があるときは、これを 1 時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

4 使用料 _____ の計算において、算出した使用料 _____ 合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

16 豊岡市立但東スポーツ公園

区分	使用料
午前 6 時から午前 8 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで
午前 8 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで

備考

- 使用者が常利又は第 3 条第 1 項の目的以外の目的に使用する場合の使用料 _____ は、この表に規定するそれぞれの額の10倍に相当する額とする。
- 前号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者(市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。)以外の者が使用する場合の使用料 _____ は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。
- 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額(前 2 号に該当する場合は、当該各号により計算された額)の 1 時間当たりの使用料の額 _____ に当該超過時間を乗じて得

を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

4～5 略

6 利用料金の限度額の計算において、算出した利用料金の限度額の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

4～5 略

6 使用料 の計算において、算出した使用料 の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

豊岡市都市公園条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第1（第10条関係）			
都市公園名	有料公園施設	別表第1（第10条関係）	
中央公園	略	都市公園名	有料公園施設
～	略	中央公園	略
竹野中央公園		竹野中央公園	略
植村直己記念スポーツ公園	野球場 多目的グラウンド テニスコート ゲートボールコート	植村直己記念スポーツ公園	野球場 多目的グラウンド テニスコート

第17号議案

豊岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

県外の福祉施設等に入所のため転出した者が、年齢到達により後期高齢者医療の被保険者となったときは、市に住所を有する者とみなして保険料を徴収するため。

豊岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年豊岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「法第55条第1項」の右に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の右に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の右に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「最後に行った同号」を「最後に行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市後期高齢者医療に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、同日前に後期高齢者医療の被保険者となった者については、なお従前の例による。

豊岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 県外の福祉施設等に入所のため転出した者が、年齢到達により後期高齢者医療の被保険者となったときは、市に住所を有する者とみなして保険料を徴収すること。(第3条関係)
- (2) その他所要の規定の整備を行うこと。(附則第1項から第3項関係)

2 附則

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行すること。(改正条例附則第1項関係)
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めること。(改正条例附則第2項関係)

豊岡市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第55条第1項 の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（同項 に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項 に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際に住所を 有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号 の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入 院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした 際に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号 の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つ た同号 に規定する特定住所変更に係る同号に規定 する継続入院等の際に住所を有していた被保険者</p>	<p>（保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（法第55条 第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（法第55条 第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際に住所を 有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場 合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入 院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした 際に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場 合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行つ た法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定 する継続入院等の際に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国 民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2 項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するもの とみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

2 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する納期のうち、第4期から第9期までの納期によるものとする。

3 平成20年度において、被扶養者であつた被保険者に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

2 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する納期のうち、第4期から第9期までの納期によるものとする。

3 平成20年度において、被扶養者であつた被保険者に係る普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

第18号議案

豊岡市犯罪被害者等支援条例制定について

豊岡市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等を支援するため。

豊岡市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援していくための施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策の推進並びに犯罪被害者等を支える連帯共助の精神に満ちた地域社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものをいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等により犯罪被害者等が直接受ける被害のほか、うわさ、中傷、報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関する二次的な被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう行うとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限の配慮をしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域で支えることの重要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域で支えることの重要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労について十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための相談窓口を設置するものとする。

(支援金の支給)

第8条 市は、犯罪等の被害による犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金として支援金の支給を行うものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等を支援するため、家事援助を行う者の派遣及び一時保育に要する費用の助成を行うものとする。

(居住の支援)

第10条 市は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮並びに新たに入居する賃貸住宅の家賃及び転居に要する費用の助成を行うものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支えることの重要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するため、研修等の機会を確保するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第44条の2第1項中「し、地域の振興に寄与すると認めるとき」を「するとき」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 当該使用を希望する者が、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等である場合

豊岡市犯罪被害者等支援条例案要綱

1 目的

市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策の推進並びに犯罪被害者等を支える連帯共助の精神に満ちた地域社会の形成を図ることを目的とすること。

(第1条関係)

2 定義

必要な用語の定義を行うこと。(第2条関係)

3 基本理念

犯罪被害者等の支援は、適切に途切れることなく行われなければならないこと。また、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することのないよう行うとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に最大限の配慮をしなければならないこと。(第3条関係)

4 市の責務

市は、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施しなければならないこと。また、施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならないこと。(第4条関係)

5 市民の責務

市民は、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならないこと。(第5条関係)

6 事業者の責務

事業者は、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならないこと。また、犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等が刑事手続に適切に関与することができるよう、十分に配慮するよう努めなければならないこと。(第6条関係)

7 相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとすること。(第7条関係)

8 支援金の支給

市は、一時的な生活資金として支援金の支給を行うものとすること。(第8条関係)

9 日常生活の支援

市は、家事援助を行う者の派遣及び一時保育に要する費用の助成を行うものと

すること。(第9条関係)

10 居住の支援

市は、市営住宅への入居における特別の配慮並びに新たに入居する賃貸住宅の家賃及び転居に要する費用の助成を行うものとすること。(第10条関係)

11 広報及び啓発

市は、広報及び啓発を行うものとすること。(第11条関係)

12 人材の育成

市は、研修等の機会を確保するものとすること。(第12条関係)

13 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること。(第13条関係)

14 附則

(1) この条例は、平成30年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例の施行に伴い、豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例について所要の規定の整備を行うこと。(附則第2項関係)

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

	現行	改正後（案）
（市営住宅の目的外使用）	<p>（市営住宅の目的外使用）</p> <p>第44条の2 市長は、市営住宅の本来の入居者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない場合であつて、次の各号のいずれかに該当し、<u>地域の振興に寄与すると認めるとときは、期間を定めて市営住宅の使用を許可することができる。</u>ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する国土交通大臣による処分による承認を受けた市営住宅に限る。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>当該使用を希望する者が、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等である場合</u></p>	<p>（市営住宅の目的外使用）</p> <p>第44条の2 市長は、市営住宅の本来の入居者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて市営住宅の使用を許可することができる。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する国土交通大臣による処分の承認を受けた市営住宅に限る。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 当該使用を希望する者が、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等である場合</p>

第19号議案

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

平成30年度から平成32年度までの介護保険事業の保険料率を定めるため。

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例

豊岡市介護保険条例(平成17年豊岡市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「33,802円」を「36,900円」に改め、同項第2号中「47,323円」を「51,660円」に改め、同項第3号中「50,703円」を「55,350円」に改め、同項第4号中「60,843円」を「66,420円」に改め、同項第5号中「67,603円」を「73,800円」に改め、同項第6号から第10号までを次のように改める。

- (6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 88,560円
- (7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 92,250円
- (8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 110,700円
- (9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 125,460円
- (10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 129,150円

第3条第2項を削り、同条第1項の次に次の5項を加える。

- 2 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第6号イの市の定める額は、120万円とする。
- 3 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第7号イの市の定める額は、190万円とする。
- 4 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、400万円とする。
- 5 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、600万円とする。
- 6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,210円とする。

第5条第3項中「若しくは第5号ロ又はこの条例第3条第6号イ、第7号イ、第8号イ若しくは第9号イ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の豊岡市介護保険条例第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成29年度分までの保険料率については、

なお従前の例による。

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 平成30年度から平成32年度までにおける第1号被保険者の保険料率を次のように定めること。また、低所得者の保険料軽減について定めること。(第3条関係)

第1段階	介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者	36,900円
第2段階	介護保険法施行令第39条第1項第2号に掲げる者	51,660円
第3段階	介護保険法施行令第39条第1項第3号に掲げる者	55,350円
第4段階	介護保険法施行令第39条第1項第4号に掲げる者	66,420円
第5段階	介護保険法施行令第39条第1項第5号に掲げる者	73,800円
第6段階	介護保険法施行令第39条第1項第6号に掲げる者であって、合計所得金額が120万円未満であるもの	88,560円
第7段階	介護保険法施行令第39条第1項第7号に掲げる者であって、合計所得金額が120万円以上190万円未満であるもの	92,250円
第8段階	介護保険法施行令第39条第1項第8号に掲げる者であって、合計所得金額が190万円以上400万円未満であるもの	110,700円
第9段階	介護保険法施行令第39条第1項第9号に掲げる者であって、合計所得金額が400万円以上600万円未満であるもの	125,460円
第10段階	前記のいずれにも該当しない者	129,150円

- (2) その他所要の規定の整備を行うこと。(第5条関係)

2 附則

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成29年度分までの保険料率については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市介護保険条例新旧対照表

	現行	改正後（案）
（保険料率）	（保険料率）	（保険料率）
第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、以下の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 33,802円	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 36,900円	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 36,900円
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 47,323円	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 51,660円	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 51,660円
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 50,703円	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 55,350円	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 55,350円
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 60,843円	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 66,420円	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 66,420円
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 67,603円	(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 73,800円	(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 73,800円
(6) 次のいずれかに該当する者 81,124円	(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 88,560円	(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 88,560円
ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないものの	イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）	ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないものの イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）
(7) 次のいずれかに該当する者 84,504円	(7) 合第39条第1項第7号に掲げる者 92,250円	(7) 合第39条第1項第7号に掲げる者 92,250円

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満である者であり、かつ、

前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいづれかに該当する者 101,405円

ア 合計所得金額が190万円以上400万円未満である者であり、かつ、

前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいづれかに該当する者 114,926円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満である者であり、かつ、

前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 118,306円

2 第1号被保険者のうち、所得の少ない者として規則で定める者の保険料率は、前項の規定にかかわらず、規則で定める額とする。

2 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第6号イの市の定

3 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第7号イの市の定める額は、120万円とする。	4 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、400万円とする。	5 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、600万円とする。	6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33.210円とする。
(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)	(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)		
第5条 略	第5条 略	2 略	2 略
3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老人福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又はこの条例第3条第6号イ、第7号イ、第8号イ若しくは第9号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月からそれぞれ第3条各号のいずれかに掲げる者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。	3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老人福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、口若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月からそれぞれ第3条各号のいずれかに掲げる者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。	4 略	4 略

第20号議案

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に係る省令の改正に伴い、所要の規定の整理を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成24年豊岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「第118条第6項、第137条第6項」を「第118条第7項、第137条第7項」に、「第97条第7項」を「第97条第8項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の内容

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に係る省令の改正に伴い、引用する条項を改めること。(第2条関係)

2 附則

この条例は、平成30年4月1日から施行すること。

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例新旧対照表

	現行	改正後（案）						
(指定地域密着型サービスの事業の基準)	(指定地域密着型サービスの事業の基準)	<p>第2条 法第78条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるものほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項</td> <td style="width: 50%;">省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項</td> </tr> <tr> <td>評価を行い、評価を1年に1回行い</td> <td>評価を行い、評価を1年に1回行い</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項	省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項	評価を行い、評価を1年に1回行い	評価を行い、評価を1年に1回行い	略	略
省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項	省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項							
評価を行い、評価を1年に1回行い	評価を行い、評価を1年に1回行い							
略	略							
第2条 法第78条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるものほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	<p>省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項</p> <p>評価を行い、評価を1年に1回行い</p> <p>第9条第2項、第25条第2項、第50条第2項、第72条第2項、第118条第6項、第137条第6項及び第176条第2項</p>	<p>省令第3条の21第2項、第9条第2項、第25条第2項、第50条第2項、第72条第2項、第118条第7項、第137条第7項及び第176条第2項</p>						

省令第97条第8項	評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を1年に1回(市長が定める要件に該当する場合は、2年に1回)受けて	評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を1年に1回(市長が定める要件に該当する場合は、2年に1回)受けて	評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を1年に1回(市長が定める要件に該当する場合は、2年に1回)受けて
省令第83条第1項、第105条第1項、第127条第1項及び第152条第1項	省令第83条第1項、第105条第1項、第127条第1項及び第152条第1項	省令第132条第1項第1号イ	2～3 略

省令第97条第7項	評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を1年に1回(市長が定める要件に該当する場合は、2年に1回)受けて	評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を1年に1回(市長が定める要件に該当する場合は、2年に1回)受けて	評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を1年に1回(市長が定める要件に該当する場合は、2年に1回)受けて
省令第83条第1項、第105条第1項、第127条第1項及び第152条第1項	省令第83条第1項、第105条第1項、第127条第1項及び第152条第1項	省令第132条第1項第1号イ	2～3 略

第21号議案

豊岡市立但東歯科診療所の設置及び管理に関する条例制定について

豊岡市立但東歯科診療所の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

但東歯科診療所を新設するため。

豊岡市立但東歯科診療所の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市民の健康保持に必要な歯科医療を提供するため、豊岡市立但東歯科診療所（以下「歯科診療所」という。）を設置する。

(位置)

第2条 歯科診療所の位置は、豊岡市但東町出合150番地とする。

(診療)

第3条 歯科診療所は、国民健康保険の被保険者、健康保険及び船員保険の被保険者及び被扶養者、法令に基づき組織する共済組合の組合員及び被扶養者、後期高齢者医療の被保険者その他の者に対し、次に掲げる診療を行うものとする。

(1) 診察

(2) 薬剤の投与及び治療材料の支給

(3) 処置、手術、義歯技工その他の治療

(4) 歯科健康診断及び歯科健康相談

(使用料)

第4条 歯科診療所の診療を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により厚生労働大臣が定める算定方法又は基準により算定した額とする。ただし、健康保険法その他の法令等の規定により療養の給付が行われる場合は当該算定した額から給付される額を控除した額とし、別表第1に掲げるものについては同表に定める額とする。

(手数料)

第5条 歯科診療所において、診断書、証明書その他これらに類する文書の交付を受けた者は、別表第2に規定する手数料を納付しなければならない。

(使用料及び手数料の徴収)

第6条 使用料及び手数料は、診療等の都度徴収する。ただし、特別の事情があると認める場合には、これによらないことができる。

(使用料及び手数料の減免)

第7条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、申請により、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

(診療業務の委託)

第8条 市長は、診療業務を適正に遂行できると認める者に委託することができる。

(利用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、歯科診療所の利用を拒絶し、又は歯科診療所からの退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 歯科診療所の建物、器具、備品等（以下「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯科診療所の管理上必要な指示に従わない者
(行為の禁止)

第10条 何人も、歯科診療所内において、歯科診療所の管理上支障がある行為をしてはならない。

（損害の賠償等）

第11条 建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、その賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（豊岡市特別会計設置条例の一部改正）

2 豊岡市特別会計設置条例（平成17年豊岡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

（1） 豊岡市診療所事業特別会計 診療所事業及び歯科診療所事業
別表第1（第4条関係）

種別	金額
労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条第2項の規定により療養の給付を受ける場合	労働基準局と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額
地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第26条の規定により療養の給付を受ける場合（同法に準拠した法令等の規定による場合を含む。）	災害補償基金等と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象（任意賠償保険を含む。）となる療養を受ける場合	第4条第2項の算定方法により点数1点につき15円で算定して得た額。ただし、第4条第2項の算定方法により点数1点につき10円で算定することとなる場合は、1点につき10円で算定した額
健康保険法その他の医療保険に関する法令の適用を受けない場合	第4条第2項の算定方法により1点につき12.6円で算定した額
健康診断料	第4条第2項の算定方法により点数1点につき12.6円で算定した額
上記各項によることができない医療行為等の料金	実費相当額又は必要と認めた額

別表第2（第5条関係）

手数料の種類	文書名	1通当たりの手数料の額
診断書料	診断書	3,670円
	死亡診断書	3,150円
	生命保険死亡診断書	5,250円
	身体障害者等診断書	5,250円
	年金関係診断書	5,250円
	後遺症診断書	5,250円
	自賠責診断書	5,250円
	その他診断書	5,250円以内で市長が定める額
証明書料	病歴証明書	3,150円
	その他証明書	1,570円
健康診断書料	健康診断書	2,100円
意見書料	意見書	3,150円

備考

- 1 法律等により、診断書料等が定められているものについては、当該金額による。
- 2 児童、生徒等に係る学校等に提出する診断書料等は、無料とする。

豊岡市立但東歯科診療所の設置及び管理に関する条例案要綱

1 設置

市民の健康保持に必要な歯科医療を提供するため、豊岡市立但東歯科診療所（以下「歯科診療所」という。）を設置すること。（第1条関係）

2 位置

歯科診療所の位置は、豊岡市但東町出合150番地とすること。（第2条関係）

3 診療

歯科診療所は、診察、薬剤の投与、処置等の診療を行うこと。（第3条関係）

4 使用料

歯科診療所の診療を受けた者は、健康保険法等の基準等により算定した額の使用料を納付しなければならないこと。（第4条、別表第1関係）

5 手数料

歯科診療所において、診断書、証明書その他これらに類する文書の交付を受けた者は、別表第2に規定する手数料を納付しなければならないこと。（第5条、別表第2関係）

6 使用料及び手数料の徴収

使用料及び手数料は、診療等の都度徴収すること。（第6条関係）

7 使用料及び手数料の減免

市長は、公益上特に必要があると認めるときは、申請により、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。（第7条関係）

8 診療業務の委託

市長は、診療業務を適正に遂行できると認める者に委託することができる。（第8条関係）

9 利用の制限

市長は、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者等に対し、歯科診療所の利用を拒絶し、又は歯科診療所からの退去を命ずることができること。（第9条関係）

10 行為の禁止

何人も、歯科診療所内において、歯科診療所の管理上支障がある行為をしてはならないこと。（第10条関係）

11 損害の賠償等

建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならないこと。（第11条関係）

12 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること。（第12条関係）

13 附則

- (1) この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。ただし、附則第2項の規定は、平成30年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行に伴い、豊岡市特別会計設置条例について所要の規定の整備を行うこと。(附則第2項関係)

豊岡市特別会計設置条例新旧対照表

	現行	改正後（案）
(設置)		(設置)
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により 次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1) 豊岡市診療所事業特別会計 診療所事業 (2)～(5) 略	第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により 次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1) 豊岡市診療所事業特別会計 診療所事業 (2)～(5) 略	

第22号議案

豊岡市立総合健康ゾーン診療所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

豊岡市立総合健康ゾーン診療所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

総合健康ゾーン診療所を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立総合健康ゾーン診療所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

豊岡市立総合健康ゾーン診療所の設置及び管理に関する条例（平成23年豊岡市条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第23号議案

豊岡市農業共済条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市農業共済条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

家畜共済及び園芸施設共済において、過去の災害発生度合による危険段階別の共済掛金率を設定するため。

豊岡市農業共済条例の一部を改正する条例

豊岡市農業共済条例(平成17年豊岡市条例第115号)の一部を次のように改正する。

第78条第2項中「前項の規定」を「前2項の規定」に、「前項の合計率」を「第1項第3号の率及び前項各号の率の合計率」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 乳牛の雌等、肉用牛等及び種豚のうち市長が定めるものに係る家畜共済の共済掛金率は、前項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと、第2条に規定する区域の属する地域ごと及び法第115条第3項の規定による危険段階別に、次に掲げる率及び前項第3号の率の合計率とする。

- (1) 当該危険段階の法第115条第3項第1号に規定する危険段階共済掛金標準率
甲と同率
- (2) 当該危険段階の法第115条第3項第2号に規定する危険段階共済掛金標準率
乙と同率

第79条第1項中「家畜共済の共済掛金率」の右に「、各危険段階に属する家畜共済加入者の氏名又は名称（家畜共済加入者たる法人の代表権を有する者の氏名を含む。以下この条において同じ。）、住所」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、家畜共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除く。

第79条第3項に次のただし書を加える。

ただし、家畜共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該家畜共済加入者に係るものに限る。

第145条に次のただし書を加える。

ただし、同条第3項前段の規定により市長が定める園芸施設共済の危険段階別の共済掛金率は、同項後段の規定による園芸施設危険段階基準共済掛金率と同率とする。

第146条第1項中「園芸施設共済の共済掛金率」の右に「、各危険段階に属する園芸施設共済加入者の氏名又は名称（園芸施設共済加入者たる法人の代表権を有する者の氏名を含む。以下この条において同じ。）、住所」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、園芸施設共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除く。

第146条第3項に次のただし書を加える。

ただし、園芸施設共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該園芸施設共済加入者に係るものに限る。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間）の開始する共済関係については、なお従前の例による。

豊岡市農業共済条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 家畜共済及び園芸施設共済に係る規定について、過去の被害発生度合による危険段階別の共済掛金率を設定することができるよう定めること。(第78条、第145条関係)
- (2) 家畜共済及び園芸施設共済の共済掛金率等一覧表に、各危険段階に属する加入者の氏名又は名称及び住所の記載を加えること。また、共済掛金率等一覧表に関する公示及び閲覧においては、氏名又は名称及び住所について、一部閲覧等の制限をすること。(第79条、第146条関係)

2 附則

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行の日前に共済責任期間(家畜共済にあっては、共済掛金期間)の開始する共済関係については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市農業共済条例新旧対照表

	現行	改正後（案）
(共済掛金率)	(共済掛金率)	(共済掛金率)
第78条 略	第78条 略	<p>2 乳牛の雌等、肉用牛等及び種豚のうち市長が定めるものに係る家畜の共済掛金率は、前項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと、第2条に規定する区域の属する地域ごと及び法第115条第3項の規定による危険段階別に、次に掲げる率及び前項第3号の率の合計率とする。</p> <p>(1) 当該危険段階の法第115条第3項第1号に規定する危険段階共済掛金標準率甲と同率</p> <p>(2) 当該危険段階の法第115条第3項第2号に規定する危険段階共済掛金標準率乙と同率</p> <p>3 包括共済關係に係る家畜共済でその共済目的が2以上の共済目的の種類にわたるものとの共済掛金率は、前2項の規定にかかわらず、当該包括共済關係に係る家畜で当該家畜共済加入者が当該共済掛金期間の開始の時（その共済掛金期間開始の後第76条第3項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあっては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額（前条第1項第1号イの価額を含む。）の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第1項第3号の率及び前項各号の率の合計率を算術平均した率とする。</p>
		(家畜共済掛金率等一覽表の備置き及び閲覧)

<p>第79条 市長は、家畜共済の共済掛金率</p> <p>入者又は名称（家畜共済加入者の氏名を含む。以下この条において同じ。）、住所、共済金額、加入者負担共済掛金等を記載した家畜共済掛金率等一覧表を作成し、これを市に備えて置かなければならぬ。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わるものとすることができる。</p> <p>2 市長は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公示しなければならない。ただし、家畜共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除外する。</p> <p>3 家畜共済加入者は、いつでも、第1項の家畜共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。ただし、家畜共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該家畜共済加入者に係るものに限る。</p>	<p>(共済掛金率)</p> <p>第145条 園芸施設共済の共済掛金率は、施設区分（法第120条の23第1項の施設区分をいう。）ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別（法第120条の23第1項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。）ごとに、第2条に規定する区域の属する地域に係る法第120条の23第1項の園芸施設基準共済掛金率と同率とする。ただし、同条第3項前段の規定により市長が定める園芸施設共済の危険段階別の共済掛金率は、同項後段の規定による園芸施設危険段階基準共済掛金率と同率とする。</p> <p>(園芸施設共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)</p> <p>第146条 市長は、園芸施設共済の共済掛金率</p>
---	--

	<p><u>権を有する者の氏名を含む。以下この条において同じ。）、住所、共済金額、加入者負担共済掛金率等を記載した園芸施設共済掛金率等一覧表を作成し、これを市に備えて置かなければならぬ。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。</u></p>
2	<p>市長は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公示しなければならない。</p>
3	<p>園芸施設共済加入者は、いつでも、第1項の園芸施設共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。ただし、園芸施設共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該園芸施設共済加入者に係るものに限る。</p>

第24号議案

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

兵庫県の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例で届出対象となる開発行為等については、本条例は適用しないものとするため。

豊岡市条例第 号

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例（平成19年豊岡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成28年兵庫県条例第14号）第7条及び第10条の規定による届出を行う開発行為

第5条に次の1号を加える。

(15) 前各号に掲げるもののほか、良好な地域環境の確保に支障のないものとして

規則で定める開発行為

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

兵庫県の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例で届出対象となる開発行為等については、本条例は適用しないものとすること。（第5条関係）

2 附則

この条例は、平成30年4月1日から施行すること。

豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例新旧対照表

	現行	改正後（案）
(適用除外)	(適用除外)	(適用除外)
第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる開発行為について は、この条例は、適用しない。	第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる開発行為について は、この条例は、適用しない。	第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる開発行為について は、この条例は、適用しない。
(1)～(9) 略	(1)～(9) 略	(1)～(9) 略
(10) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成28年兵 庫県条例第14号）第7条及び第10条の規定による届出を行う開発行 為	(10) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成28年兵 庫県条例第14号）第7条及び第10条の規定による届出を行う開発行 為	(10) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成28年兵 庫県条例第14号）第7条及び第10条の規定による届出を行う開発行 為
(11) 略	(11) 略	(11) 略
(12) 略	(12) 略	(12) 略
(13) 略	(13) 略	(13) 略
(14) 略	(14) 略	(14) 略
(15) 前各号に掲げるもののほか、良好な地域環境の確保に支障のない ものとして規則で定める開発行為	(15) 前各号に掲げるもののほか、良好な地域環境の確保に支障のない ものとして規則で定める開発行為	(15) 前各号に掲げるもののほか、良好な地域環境の確保に支障のない ものとして規則で定める開発行為

第25号議案

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
制定について

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

交流の館、東河内生活改善センター及び坂津転作研修センターを廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、8の項を削り、9の項を7の項とし、10の項から29の項までを2項ずつ繰り上げ、30の項を削り、31の項を28の項とし、32の項を29の項とし、33の項を30の項とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

交流の館、東河内生活改善センター及び坂津転作研修センターを廃止すること。
(別表第1関係)

2 附則

この条例は、平成30年4月1日から施行すること。

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後(案)	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
1 ~ 3 賴	略	1 ~ 3 賴	略
4 豊岡市立交流の館	豊岡市竹野町大森282番地	4 ~ 6 賴	略
5 ~ 7 賴	略	5 ~ 6 賴	略
8 豊岡市立東河内生活改善センター	豊岡市日高町東河内498番地の1	7 ~ 27 賴	略
9 ~ 29 賴	略	9 ~ 27 賴	略
30 豊岡市立坂津転作研修センター	豊岡市但東町坂津272番地の1	30 ~ 33 賴	略
31 ~ 33 賴	略	31 ~ 33 賴	略

第26号議案

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防法等に基づく事務に係る手数料の額を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例

豊岡市手数料条例（平成17年豊岡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表第5 消防法等の規定に基づく事務関係の表3の部中「530,000円」を「570,000円」に、「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表15の部中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表17の部中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

豊岡市手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防法等に基づく事務に係る手数料の額を改めること。(別表第5関係)

2 附則

この条例は、平成30年4月1日から施行すること。

豊岡市手数料条例新旧対照表

		現行	改正後（案）
別表第5（第2条関係）		消防手数料関係	消防手数料関係
消防法等の規定に基づく事務関係		略	消防法等の規定に基づく事務関係
手数料を徴収する		手数料の額	手数料の額
1	略	略	手数料を徴収する 事務
2	略	略	1 略
3	法第11条第1項危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。）の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	略	2 略
			3 法第11条第1項危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。）の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査
			以下「令」とい う。）第2条第1 号に規定する屋内 貯蔵所
			令第2条第2号に 規定する屋外タン ク貯蔵所（令第8 条の2の3第3項 に規定する特定屋 外タンク貯蔵所 (以下「特定屋外

	タンク貯蔵所」という。)、令第11条第1項第3号の3に規定する準特定屋外タンク貯蔵所(以下「準特定屋外タンク貯蔵所」という。)に係るもの(以下「特定屋外タンク貯蔵所等」という。)を除く。)	530,000円	準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る令第2条第2号に係る屋外タンク貯蔵所(以下「屋外タンク貯蔵所」という。)を除く。)
	タンク貯蔵所」という。)、令第11条第1項第3号の3に規定する準特定屋外タンク貯蔵所(以下「準特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び令第8条の2第3項第1号に規定する岩盤タンク(以下「岩盤タンク」という。)に係るもの(以下「特定屋外タンク貯蔵所等」という。)を除く。)	570,000円	準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る令第2条第2号に係る屋外タンク貯蔵所(以下「屋外タンク貯蔵所」という。)を除く。)

特定屋外タンク貯 蔵所（浮き屋根を 有する特定屋外貯 蔵タンクのうち危 険物の規制に関する規則（昭和34年 総理府令第55号。）以下「危険物規 則」という。）第 20条の4 第2項第3号に定める構造 を有しなければな らないものに係る 特定屋外タンク貯 蔵所（以下「浮き 屋根式特定屋外タ ンク貯蔵所」とい う。）、浮き蓋付 きの特定屋外貯 蔵タンクのうち危 険物規則第22条の2 第1号ハに定める 構造を有しなけれ ばならないものに 係る特定屋外タン ク貯蔵所（浮き屋 根を有する特定屋 外貯蔵タンクのうち 危険物の貯蔵最大 数量が1,000KL未 満のものの	危険物の貯蔵最大 数量が1,000KL 以上5,000KL未 満のもの 危険物の貯蔵最大 数量が5,000KL 以上10,000KL未 満のもの 危険物の貯蔵最大 数量が10,000KL 以上50,000KL未 満のもの 危険物の貯蔵最大 数量が50,000KL 以上100,000KL未 満のもの 危険物の貯蔵最大 数量が100,000KL 以上200,000KL未 満のもの 危険物の貯蔵最大 数量が200,000KL 以上300,000KL未 満のもの 危険物の貯蔵最大 数量が300,000KL 以上400,000KL未 満のもの 危険物の貯蔵最大 数量が400,000KL 以上のもの 危険物の貯蔵最大 数量が400,000KL 以上のもの	830,000円 1,010,000円 1,120,000円 1,420,000円 1,660,000円 3,880,000円 5,100,000円 6,290,000円 6,490,000円 880,000円 1,070,000円 1,200,000円 1,520,000円 1,780,000円 4,070,000円 5,340,000円 6,490,000円
特定屋外タンク貯 蔵所（浮き屋根を 有する特定屋外貯 蔵タンクのうち危 険物の規制に関する規則（昭和34年 総理府令第55号。）以下「危険物規 則」という。）第 20条の4 第2項第3号に定める構造 を有しなければな らないものに係る 特定屋外タンク貯 蔵所（以下「浮き 屋根式特定屋外タ ンク貯蔵所」とい う。）、浮き蓋付 きの特定屋外貯 蔵タンクのうち危 険物規則第22条の2 第1号ハに定める 構造を有しなけれ ばならないものに 係る特定屋外タン ク貯蔵所（浮き屋 根を有する特定屋 外貯蔵タンクのうち 危険物の貯蔵最大 数量が1,000KL未 満のもの	危険物の貯蔵最大 数量が1,000KL 以上5,000KL未 満のもの 危険物の貯蔵最大 数量が5,000KL 以上10,000KL未 満のもの 危険物の貯蔵最大 数量が10,000KL 以上50,000KL未 満のもの 危険物の貯蔵最大 数量が50,000KL 以上100,000KL未 満のもの 危険物の貯蔵最大 数量が100,000KL 以上200,000KL未 満のもの 危険物の貯蔵最大 数量が200,000KL 以上300,000KL未 満のもの 危険物の貯蔵最大 数量が300,000KL 以上400,000KL未 満のもの 危険物の貯蔵最大 数量が400,000KL 以上のもの 危険物の貯蔵最大 数量が400,000KL 以上的もの	830,000円 1,010,000円 1,120,000円 1,420,000円 1,660,000円 3,880,000円 5,100,000円 6,290,000円 6,490,000円 880,000円 1,070,000円 1,200,000円 1,520,000円 1,780,000円 4,070,000円 5,340,000円 6,490,000円

ク貯蔵所（以下 「浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所」 といふ。）及び岩 盤タンクに係る屋 外タンク貯蔵所を 除く。）	浮き屋根式特定屋 外タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所を 除く。）	浮き屋根式特定屋 外タンク貯蔵所及 び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所を 除く。）
		危険物の貯蔵最大数量が1,000KL 以上5,000KL未満のもの <u>1,130,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が5,000KL 以上10,000KL未満のもの <u>1,340,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が10,000KL 以上50,000KL未満のもの <u>1,500,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が50,000KL 以上100,000KL未満のもの <u>1,830,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が100,000KL 以上200,000KL未満のもの <u>2,140,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が200,000KL 以上300,000KL未満のもの <u>4,350,000円</u>
ク貯蔵所（以下 「浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所」 といふ。）及び岩 盤タンクに係る屋 外タンク貯蔵所を 除く。）		
		危険物の貯蔵最大数量が1,000KL 以上5,000KL未満のもの <u>1,180,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が5,000KL 以上10,000KL未満のもの <u>1,410,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が10,000KL 以上50,000KL未満のもの <u>1,580,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が50,000KL 以上100,000KL未満のもの <u>1,940,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が100,000KL 以上200,000KL未満のもの <u>2,260,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が200,000KL 以上300,000KL未満のもの <u>4,550,000円</u>

	危険物の貯蔵最大数量が300, 000K 1以上400, 000KL未満のもの	5, 570, 000円		
	危険物の貯蔵最大数量が400, 000K 1以上のもの	6, 770, 000円		
岩盤タンクに係る 屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が400, 000K 1未満のもの	5, 750, 000円		
	危険物の貯蔵最大数量が400, 000K 1以上500, 000KL未満のもの	7, 250, 000円		
	危険物の貯蔵最大数量が500, 000K 1以上のもの	10, 700, 000円		
	令第2条第3号に 規定する屋内タン ク貯蔵所 ～ 令第2条第7号に 規定する屋外貯蔵 所	4 ～ 14	略	略
岩盤タンクに係る 屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が400, 000K 1未満のもの	5, 750, 000円		
	危険物の貯蔵最大数量が400, 000K 1以上500, 000KL未満のもの	7, 250, 000円		
	危険物の貯蔵最大数量が500, 000K 1以上のもの	10, 700, 000円		
	令第2条第3号に 規定する屋内タン ク貯蔵所 ～ 令第2条第7号に 規定する屋外貯蔵 所	4 ～ 14	略	略
	危険物の貯蔵最大数量が300, 000K 1以上400, 000KL未満のもの	5, 820, 000円		
	危険物の貯蔵最大数量が400, 000K 1以上のもの	7, 070, 000円		
岩盤タンクに係る 屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が400, 000K 1未満のもの	5, 930, 000円		
	危険物の貯蔵最大数量が400, 000K 1以上500, 000KL未満のもの	7, 470, 000円		
	危険物の貯蔵最大数量が500, 000K 1以上のもの	10, 900, 000円		
	令第2条第3号に 規定する屋内タン ク貯蔵所 ～ 令第2条第7号に 規定する屋外貯蔵 所	4 ～ 14	略	略

15	法第11条の2 第8条の2 第5項に規定する水張 く製造所等の検査（以下「水張 設置の許可に係る完成検査前検 査」という。）	略	略
		1項の規定に基 く製造所等の 設置の許可に 係る完成検査前 検査	1項の規定に基 く製造所等の 設置の許可に 係る完成検査前 検査
		令第8条の2 第5 項に規定する水 圧検査（以下「水 圧検査」とい う。）	令第8条の2 第5 項に規定する水 圧検査（以下「水 圧検査」とい う。）
		令第8条の2 第5 項に規定する基 礎・地盤検査（以 下「基礎・地盤 検査」とい う。）	令第8条の2 第5 項に規定する基 礎・地盤検査（以 下「基礎・地盤 検査」とい う。）
15	法第11条の2 第8条の2 第5 項に規定する水張 く製造所等の検査（以下「水張 設置の許可に係 る完成検査前検 査」という。）	略	略
		令第8条の2 第5 項に規定する水 圧検査（以下「水 圧検査」とい う。）	令第8条の2 第5 項に規定する水 圧検査（以下「水 圧検査」とい う。）
		令第8条の2 第5 項に規定する基 礎・地盤検査（以 下「基礎・地盤 検査」とい う。）	令第8条の2 第5 項に規定する基 礎・地盤検査（以 下「基礎・地盤 検査」とい う。）
		危険物の貯蔵最大 数量が1,000KL 以上5,000KL未 満の特定屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最大 数量が1,000KL 以上5,000KL未 満の特定屋外タン ク貯蔵所
		410,000円	410,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が5,000KL 以上10,000KL未 満の特定屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最大 数量が5,000KL 以上10,000KL未 満の特定屋外タン ク貯蔵所
		540,000円	540,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が10,000KL 以上50,000KL未 満の特定屋外タン ク貯蔵所	危険物の貯蔵最大 数量が10,000KL 以上50,000KL未 満の特定屋外タン ク貯蔵所
		700,000円	700,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が50,000KL 以上100,000KL未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大 数量が50,000KL 以上100,000KL未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所
		920,000円	920,000円
		危険物の貯蔵最大 数量が100,000KL	危険物の貯蔵最大 数量が100,000KL

		1以上200,000K1未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,040,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が200,000K1以上300,000K1未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,090,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が300,000K1以上400,000K1未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,660,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が400,000K1以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,900,000円</u>
		令第8条の2 第5項に規定する溶接部検査（以下「溶接部検査」という。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000K1以上5,000K1未満の特定屋外タンク貯蔵所
		危険物の貯蔵最大数量が5,000K1以上10,000K1未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>530,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が10,000K1以上50,000K1未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>680,000円</u>

危険物の貯蔵最大数量が50, 000K1以上100, 000K1未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1, 310, 000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が50, 000K1以上100, 000K1未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1, 410, 000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が100, 000K1以上200, 000K1未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1, 720, 000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が100, 000K1以上200, 000K1未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1, 780, 000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が200, 000K1以上300, 000K1未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>3, 320, 000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が200, 000K1以上300, 000K1未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>3, 430, 000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が300, 000K1以上400, 000K1未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>4, 650, 000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が300, 000K1以上400, 000K1未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>4, 190, 000円</u>
令第8条の2 第5項に規定する岩盤タンク検査 (以下「岩盤タンク検査」という。) に規定する岩盤タンク貯蔵所	<u>9, 100, 000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が400, 000K1未満の屋外タンク貯蔵所	<u>9, 320, 000円</u>

		貯蔵所	<u>12,400,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が500,000K 1以上の屋外タンク貯蔵所	<u>17,000,000円</u>
16	略	略	<u>12,600,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が500,000K 1以上の屋外タンク貯蔵所	<u>17,300,000円</u>
16	略	略	<u>17,300,000円</u>
17	法第14条の3 第特定屋外タンク貯 1項又は第2項貯蔵所（岩盤タンク の規定に基づくに係る屋外タンク 特定屋外タンク貯蔵所を除く。） 貯蔵所又は移送の保安に関する検 取扱所の保安に査 閲する検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000KL 以上5,000KL未満のもの <u>310,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が5,000KL 以上10,000KL未満のもの <u>430,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が10,000KL 以上50,000KL未満のもの <u>720,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が50,000KL 以上100,000KL未満のもの <u>960,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が100,000KL 以上200,000KL未満のもの <u>1,210,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が200,000KL 以上300,000KL未満のもの <u>2,950,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が300,000KL	特定屋外タンク貯 1項又は第2項貯蔵所（岩盤タンク の規定に基づくに係る屋外タンク 特定屋外タンク貯蔵所を除く。） 貯蔵所又は移送の保安に関する検 取扱所の保安に査 閲する検査
17	法第14条の3 第特定屋外タンク貯 1項又は第2項貯蔵所（岩盤タンク の規定に基づくに係る屋外タンク 特定屋外タンク貯蔵所を除く。） 貯蔵所又は移送の保安に関する検 取扱所の保安に査 閲する検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000KL 以上5,000KL未満のもの <u>310,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が5,000KL 以上10,000KL未満のもの <u>430,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が10,000KL 以上50,000KL未満のもの <u>720,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が50,000KL 以上100,000KL未満のもの <u>960,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が100,000KL 以上200,000KL未満のもの <u>1,210,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が200,000KL 以上300,000KL未満のもの <u>2,950,000円</u> 危険物の貯蔵最大数量が300,000KL	特定屋外タンク貯 1項又は第2項貯蔵所（岩盤タンク の規定に基づくに係る屋外タンク 特定屋外タンク貯蔵所を除く。） 貯蔵所又は移送の保安に関する検 取扱所の保安に査 閲する検査

	1以上400,000KL未満のもの 3,620,000円			
	危険物の貯蔵最大数量が400,000K L以上のもの 4,170,000円			
	岩盤タンクに係る 特定屋外タンク貯 藏所の保安に關す る検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000KL 以上400,000KL未満のもの 2,660,000円	危険物の貯蔵最大数量が400,000K L以上500,000KL未満のもの 3,190,000円	危険物の貯蔵最大数量が500,000K L以上のもの 4,790,000円
	移送取扱所の保安 に關する検査	略	略	略
18	略	略	略	略
				備考 略

第27号議案

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月23日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

農業集落排水施設の処理区の一部を公共下水道等の処理区に統合するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第194号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中筋南部地区の項、小坂地区の項、菅谷地区の項及び相田地区の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

農業集落排水施設の処理区の一部を公共下水道等の処理区に統合すること。(別表関係)

2 附則

この条例は、平成30年4月1日から施行すること。

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後(案)	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
1 農業集落排水施設		1 農業集落排水施設	
名称	処理区	区域	処理場
中筋南部地区	中筋 の一部	引野 加陽	中筋南部淨化センター
烟上地区	~ 八代地区	略	略
小坂地区	出石町鳥居 町森井	出石 出石町丸	小坂淨化センタ ー
	中	出石町大谷	豊岡市出石町片 聞118番地
	出石町三木	出石 町片聞	
	出石町鳩 の一部	出石町鳩 の一部	出石町細見の一部 出石町荒木
菅谷地区	寺坂地区	出石町細見の一部 出石町福見 寺坂	菅谷淨化センタ ー
	~ 上野・桐野地区	略	豊岡市出石町細 見843番地
			寺坂地区 ~ 上野・桐野地区

相田地区	但東町相田	但東 町佐々木	相田淨化センター	豊岡市但東町相 田38番地		
高橋地区 ～ 河本地区				高橋地区 ～ 河本地区	略	略
2～5	略			2～5	略	略